

ADRを担う人材の育成について (「調停人養成プログラム(仮称)検討委員会」の設置)

平成15年3月
経済産業研究所ADRポリシープラットフォーム

1. 検討の背景

司法制度改革において、ADRの拡充が最重要テーマの一つであることは周知のとおり。
その中で、ADRを担う人材(とりわけ主宰者)の育成は、今後、実務的に重要な課題と考えられる。

ADRを担う人材(主宰者)について、司法制度改革の中での議論は以下の方向。

- (1) ADRの主宰者を法曹に限定せず、幅広い「専門家の活用」を図る方向。
- (2) 主宰者に求められる技能・知識として、「紛争解決に関する専門能力」が注目されつつある。(別紙参照)

一方、ADR機関における人材養成の実態としては、個別領域における専門的知識・技能の提供に偏っており(多くの場合、それぞれのADR機関におけるOJT)、「紛争解決に関する専門能力」という観点は一般に欠落している。

「紛争解決に関する専門能力」の具体的な要素・内容について、これまで、十分な議論・検討はなされていないと考えられる。

2. 「調停人養成プログラム(仮称)検討委員会」の設置について

このため、経済産業研究所(ADRポリシープラットフォームが実施主体)において「調停人養成プログラム(仮称)検討委員会」を設置し、人材養成の具体的なあり方につき検討を進める。

「調停人養成プログラム」につき検討する趣旨

- (1) いわゆる調整型手続(調停など)と裁断型手続(仲裁など)では、主催者に求められる能力は異なる。
- (2) とりわけ前者について、従来の法曹養成過程や専門分野の知識提供ではカバーできないような技能が必要となる度合いが高いと考えられる。
[調整型手続の主宰者に求められると考えられる能力(例)]
 - ・ 基礎的なコミュニケーション能力(相手の話を理解し、伝える能力)
 - ・ 論理的能力(当事者の主張を論理的に整理し、解決の糸口を検討し、当事者に示唆する能力)
 - ・ 心理的な面での技能(心理的な面で、当事者の敵対意識を和らげ、解決に向かわせる技能)
- (3) このため、まず、いわゆる調整型手続を対象として、「調停人養成プログラム」(仮称)の検討を進めることとする。

「検討委員会」

- (1) メンバー：学識経験者、ADR機関関係者等の識者により構成
- (2) 検討スケジュール：本年4月以降、1～2回開催（その後は、バーチャルな議論を行うことを想定）

検討の目標

具体的な養成プログラムを検討。その成果をまとめ、今春～夏を目途に、経済産業研究所ADRポリシープラットフォームにおいて、試行的に養成プログラムを実行することを目標とする。

(参考) ADR検討会における主な意見（ADRを担う人材の養成に関わるもの）

「ADRの主宰者となるためには、法的知識や紛争内容に関する専門能力のほかに、紛争解決に関する専門能力も必要とされるのだから、法曹関係者にもいえることであるが、ある分野の専門家が直ちにADRを主宰する能力があるとはいえず、ADR主宰者への研修や資格認定についても検討する必要があるのではないかと。また、・・・研修の充実や関係機関間の連携の問題ともどこかの段階でリンクさせて、法や行政ができることは何かを考えなければならぬのではないかと。」

「紛争解決に係る専門能力については従来必ずしも注目されていなかった分野であるが、重要であると思われる。」

「消費者の立場からみれば、既存のADRは、法的知識等に係る専門能力と紛争分野に係る専門能力に特化しているため、利用者が説得されてしまうというイメージが強い。このため、根本的に考え方を变えて、紛争解決に係る専門能力を重視し、当事者同士の話し合いを主体として、第三者がアドバイスするような関わり方で組み立ててもらいたい。」

「オーストラリアでは、弁護士や専門家というだけでは調停人とはならず、各ADRの内規で、紛争解決に係る専門能力に関し一定の研修を収めなければならないとされている。・・・」

「法的知識等に係る専門能力があれば紛争解決に係る専門能力が備わるというものではなく、アメリカでは、弁護士も研修プログラム等を経て調停人となるための資格を得ている。」

「・・・紛争解決に係る専門能力を否定はしないが、あくまでも、法的知識等に係る専門能力、紛争分野に係る専門能力が重要となるはずである。」

(ADR検討会配付資料より抜粋)